

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 1月 5日
【会社名】	株式会社リンコーコーポレーション
【英訳名】	RINKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪井 鈴兒
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市中央区万代五丁目11番30号
【電話番号】	新潟 025(245)4113番
【事務連絡者氏名】	常務取締役 山下 和男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町二丁目 1 番18号フォロ・エムビル6階
【電話番号】	東京 03(3864)2424番
【事務連絡者氏名】	取締役東京支社長 増田 光雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社リンコーコーポレーション 東京支社 (東京都千代田区岩本町二丁目 1 番18号フォロ・エムビル6階)

1【提出理由】

当社の連結子会社であります臨港商事株式会社は、これまで新潟地方裁判所の下、特別清算手続中であり、平成23年2月28日提出の臨時報告書において、清算終了の時期については平成23年4月末とし、平成23年5月23日提出の当該臨時報告書の訂正報告書において、清算終了の時期を現時点で未定としたまま、現在に至っております。

この度、同裁判所より同社は特別清算の終結決定の旨を受けましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、改めて臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号に基づく報告)

(1) 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

名称：臨港商事株式会社
住所：新潟県新潟市中央区万代五丁目11番30号
代表者の氏名：代表清算人 吉川 英夫
資本金の額：18百万円

なお、臨港商事株式会社は、当社の100%連結子会社であります。

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成23年2月25日付で新潟地方裁判所に、当時の当該連結子会社代表清算人櫛谷則文氏が申立人となり特別清算開始の申立を行ったことによる。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額並びに保証債務の内容及び金額

売掛金	4百万円
その他流動資産	1百万円
関係会社短期貸付金	1,388百万円
合計	1,393百万円(平成23年2月1日現在)

(4) 当該事実が当該提出会社の事業に及ぼす影響

当社は、一連の過年度訂正により、平成22年3月期決算において、臨港商事株式会社に対する債権の取立不能見込額として、同社に対する貸付金残高612百万円全額の貸倒引当金を設定しておりました。また、当社は平成23年2月25日開催の取締役会において同社の特別清算開始の決定を前提として、同社に対する当社の債権を放棄することを決議いたしました。

その後、平成23年3月23日に新潟地方裁判所より同社の特別清算開始の命令を受けて、当社は平成23年3月期末決算において、平成23年3月期末時点の同社の債務超過相当額873百万円を取立不能見込額と認識し、同額の貸倒引当金を設定し、同期末決算において、261百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失として計上いたしました。

その後、同社は特別清算手続中でしたが、新潟地方裁判所の許可のもと、平成26年9月26日に当社との間で当社の債権について和解契約書を締結し、同社が清算終了までに要する事務費用、税金などの必要資金を確保した後の余剰資金の弁済を受けた結果、当社は同社に対して870百万円の債権放棄を行いました。同社の債権に対して貸倒引当金を既に計上しているため、債権放棄による当社の損益に与える影響額は軽微であります。

なお、同社は平成26年12月26日に新潟地方裁判所より特別清算の終結決定を受けました。

以 上